

風致地区の手引

平成27年(2015年)4月

御代田町
建設水道課 都市計画係

作成 平成27年3月30日

もくじ

表紙

もくじ

- 1 風致地区のあらまし
 - (1) 風致地区とは
 - (2) 許可が必要な行為
 - (3) 申請手続きの流れ
- 2 風致地区内における行為の許可基準
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 建築物の色彩の変更
 - (3) 工作物の建築等
 - (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更
 - (5) 木竹の伐採
 - (6) その他の行為について
 - (7) 申請書類
 - (8) その他の許可不要の場合
- 3 風致地区内における協議・通知の行為
 - (1) 協議の行為
 - (2) 通知の行為

- 4 別表
 (1) 協議の行為(条例第3条第3項の規定) 別表①
 (2) 通知の行為(条例第4条の規則で定める行為) 別表②
- 5 申請書・届出書
 (1) 御代田町風致地区内行為許可申請(協議・通知)書
 (2) 添付図面 別表③
 (3) 御代田町風致地区内行為変更許可申請書
 (4) 御代田町風致地区内行為中止届
 (5) 御代田町風致地区内行為承継届
 (6) 御代田町風致地区内行為完了届
 (7) 身分証明書

この風致地区の手引きは、御代田町風致地区条例に関する制度の概要と、許可の手続きについてまとめたものです。

詳細については、御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例、御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を参照してください。

1 風致地区のあらまし

(1) 風致地区とは

風致地区は、緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致(自然景観等)を維持するため定める地区をいいます。

風致地区制度とは都市計画法第58条第1項の規定により、都市の風致を維持するために樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域などを都市計画で定めた制度です。

風致を維持し、自然と調和した緑豊かな町作りを進めるため、風致地区内での建築物や工作物の建築、木竹の伐採等に対し一定の制限が加えられます。

御代田町では、昭和47年(1972年)に町内4地区、368.4haの指定を受けました。また、種別として第1種風致地区と第2種風致地区に分けられ、規制の度合いに違いがあります。

- 第1種風致地区: 自然的景観の特に優れた樹林地、水辺地等の地区で、現存の風致を維持することが必要なもの
- 第2種風致地区: 自然的景観の優れた樹林地、水辺地等の地区又はこれらと一体となった住宅地等の地区で、現存の風致を維持することが必要なもの

[御代田町の風致地区と種別]

風致地区名	風致地区種別面積(ha)			指定日
	第1種	第2種	計	
久保沢風致地区	103.9	73.0	176.9	昭和47年12月25日
一里塚風致地区	-	116.2	116.2	
雪窓風致地区	19.0	40.5	59.5	
十二の森風致地区	15.8	-	15.8	
合計	138.7	229.7	368.4	

*長野県内の風致地区指定市町村
 長野市、松本市、大町市、軽井沢町、坂城町、山ノ内町、信濃町、御代田町

(2) 許可が必要な行為

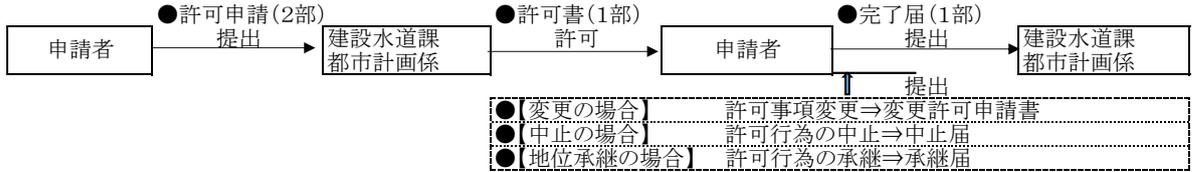
風致地区内では、次の行為等を行う場合に町長の許可が必要であり、条例に定める許可の基準に該当する場合に許可となります。また条例には罰則規定があり、許可を得ないでこれらの行為を行った者は30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

- ①建築物その他工作物(土地に自立して設置する太陽光発電設備を含む。)の新築、改築増築又は移転
- ②建築物等の色彩の変更
- ③宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- ④水面の埋立て
- ⑤木竹の伐採
- ⑥土石の類の採取
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

*都市計画事業の施行として行う行為、国、長野県若しくは町又は当該都市計画施設を管理することとなる者が、当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等条例で許可を受けることを要しない行為と定める行為は許可申請が不要です。

(3) 申請手続きの流れ

建築物等の建築、宅地の造成等、木竹伐採等の許可申請窓口は、建設水道課都市計画係です。



2 風致地区内における行為の許可基準

(1) 建築物の建築等

建築物は当該建築物の位置、形態及び意匠が建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
また敷地が造成された宅地又は埋立てが行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うこと。

●制限内容 (風致地区指定 昭和47年12月25日)

	第1種風致地区	第2種風致地区	
建ぺい率	20%	40%	・久保沢 風致地区(第1種・第2種)
高さ制限	8m	15m	
道路後退	3m	2m	・一里塚 風致地区(第2種)
隣地後退	1.5m	1m	
外壁の色	灰色又は、茶色系(マンセル値彩度4以下)		・雪窓 風致地区(第1種・第2種)
屋根の色	黒色又は、緑色系(マンセル値彩度4以下)		
植栽	建築物等を遮蔽できる程度		・十二の森 風致地区(第1種)

- 許可を受けることを要しない行為
- ・建築物の新築、改築又は増築、移転で、新築、改築又は増築、移転に係る建築物又はその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの。

(2) 建築物の色彩の変更

変更後の色彩が、変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

- 許可を受けることを要しない行為
- ・建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更。

(3) 工作物の建築等

工作物は当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

- 許可を受けることを要しない行為
- 次に掲げる工作物の新築、改築、増築又は移転
- ①風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - ②水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
 - ③消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - ④①から③までに掲げる工作物以外の工作物で、当該工作物の新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの

(4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更

①土地の形質変更をする際は風致地区の種別ごとに必要緑地面積の規定が適用されます。

●制限内容

風致地区種別	必要な緑地面積
第1種風致地区	宅地の造成等面積×50%以上
第2種風致地区	宅地の造成等面積×30%以上

*ただし、土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りではない。

- ②宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ③面積が1ヘクタールを超える宅地の造成等は次に掲げる要件に該当すること。

- ア 高さが3メートルを超える“のり”を生じる切土又は盛土を伴わないこと。
- イ 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、風致の維持上特に必要であるものとしてあらかじめ町長が指定したものの伐採を伴わないこと。

④面積が1ヘクタール以下の宅地の造成等で、高さが3メートルを超える“のり”を生じる切土又は盛土伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生じる“のり”が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

- 許可を受けることを要しない行為
面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超える“のり”を生じる切土又は盛土を伴わないもの。

(5) 木竹の伐採

次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転をするために必要な最小限度の木竹の伐採
- ②森林の択伐
- ③伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの(宅地の造成等の項の③のイの町長が指定した森林に係るものを除く。)
- ④森林である土地の区域外における木竹の伐採

- 許可を受けることを要しない行為
次に掲げる木竹の伐採
- ①間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- ②枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ③自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ④仮植した木竹の伐採
- ⑤道路、河川、公園等の施設又は通信、放送、電気、ガス、水道等の事業の用に供する工作物の設置又は管理に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為のために必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(6) その他の行為について

「水面の埋立て」「土石の類の採取」「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」の場合においても、それぞれ許可基準と申請が条例で定められていますので、事前にご相談ください。

- 許可を受けることを要しない行為
- ・面積が10平方メートル以下の水面の埋立て
- ・土石の類の採取で、その採取による地形の変更が面積10平方メートル以下の宅地の造成等で高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないものと同程度のもの
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、当該堆積に係る面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの

(7) 申請書類

●申請書＝御代田町風致地区内行為許可申請書
[申請書の添付] ○＝必要

図面の種類	建築物・工作物	建築物等の色彩変更	宅地の造成、土地形質変更・水面の埋立て・土石類の採取	木竹の伐採	屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積
・位置図	○	○	○	○	○
・配置図	○	○			
・敷地求積図	○		○	○	○
・各階平面図	○(建築物)				
・立面図	○(建築物)	○			
・構造図	○(工作物)				
・現況平面図			○	○	○
・計画平面図			○	○	○
・断面図			○		○
・公園の写し	○←	(確認申請が民間審査機関の場合)			
・植栽計画図	○		○		○
・敷地の写真2枚以上	○	○	○	○	○

(注) 立面図(外壁・屋根の色をマンセル値で表示して、立面図に色塗りをして下さい。)
(注) 構造図(工作物の場合高さ)

(8) その他の許可不要の場合

- ①法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為。
- ②建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
- ア 建築物の新築、改装、増築又は移転。
- イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に付属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。)
その他これらに類する工作物以外のものの新築、改装、

- 増築又は移転。
- ウ 建築物等の色彩の変更で屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更該当しないもの。
- エ 高さが1.5メートルを超える“のり”を生じる切土又は盛土を伴う宅地の造成等。
- オ 高さが5メートルを超える木竹の伐採。
- カ 土石の類の採取であって、その採取による地形の変更が エの宅地の造成等と同程度のもの。
- キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で当該堆積に係る面積が10平方メートル以下で、かつ、高さが1.5メートル以下でない場合。

③認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務(共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転。

④農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

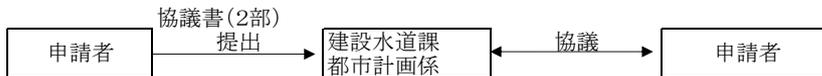
- ア 建築物の新築、改築、増築又は移転。
- イ 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置。
- ウ 宅地の造成又は土地の開墾。
- エ 水面の埋立て。
- オ 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

3 風致地区内における協議・通知の行為

(1) 協議の行為

国若しくは地方公共団体の機関又は規則で定める公共的団体が行う行為について当該国の機関等が、その行為をしようとするとき
⇒別表①(条例第3条第3項の規則で定める公共的団体)

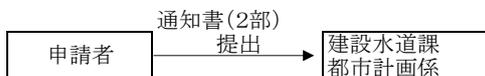
申請手続きの流れ



(2) 通知の行為

道路、河川、公園等の施設又は通信、放送、電気、ガス、水道等の事業の用に供する工作物の設置又は管理に係る行為、重要文化財の保存に係る行為その他の行為で都市の風致の維持に著しい支障がないものとして規則で定める行為をしようとするとき
⇒別表②(条例第4条の規則で定める行為)

申請手続きの流れ



●申請書＝御代田町風致地区内行為(協議・通知)書

[申請書の添付]

○＝必要

図面の種類	建築物・工作物	建築物等の色彩変更	宅地の造成、土地形質変更・水面の埋立て・土石類の採取	木竹の伐採	屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積
・位置図	○	○	○	○	○
・配置図	○	○			
・敷地求積図	○		○	○	○
・各階平面図	○(建築物)				
・立面図	○(建築物)	○			
・構造図	○(工作物)				
・現況平面図			○	○	○
・計画平面図			○	○	○
・断面図			○	○	○
・植栽計画図	○		○		○
・敷地の写真2枚以上	○	○	○	○	○

(注) 立面図(外壁・屋根の色をマンセル値で表示して、立面図に色塗りをして下さい。)

(注) 構造図(工作物の場合高さ)

4(1)

別表①（条例第3条第3項の規則）

協議の対象となる公共的団体	1	独立行政法人森林総合研究所
	2	独立行政法人中小企業基盤整備機構
	3	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
	4	独立行政法人労働者健康福祉機構
	5	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	6	独立行政法人水資源機構
	7	独立行政法人国立病院機構
	8	独立行政法人環境再生保全機構
	9	独立行政法人都市再生機構
	10	長野県住宅供給公社
	11	長野県道路公社
	12	長野県土地開発公社
	13	御代田町土地開発公社

4(2)-1

別表②（条例第4条の規則で定める行為）

通知の対象	1	高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕もしくは復旧又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、塗装、勾配の緩和線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
	2	道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの、又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の増設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の増設を除く。)又は管理に係る行為
	3	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
	4	河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
	5	独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ又は第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)
	6	砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
	7	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
	8	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
	9	森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業の施行に係る行為
	10	国有林野内において行う国民の保険休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
	11	森林法第5条第1項に規定する地域森林計画に定める林道の新設又は管理に係る行為
	12	土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
	13	地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し、必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立てを除く。)

4(2)-2

別表②（条例第4条の規則で定める行為）

通知の対象	14	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫、その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為
	15	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応じるものの用に供する施設の建築(鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。))又は管理に係る行為
	16	軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。))又は管理に係る行為
	17	航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条第1項に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
	18	気象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
	19	国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。))及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
	20	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
	21	放送法(昭和25年法律第132号)による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
	22	電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。))又は管理に係る行為
	23	ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物(圧縮天然ガスに係るものを除く。))の設置を除く。)又は管理に係る行為
	24	水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
	25	道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為
	26	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。))第4条第1項の規定により指定された長野県宝、県条例第25条第1項の規定により指定された長野県有形民俗文化財、県条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物、御代田町文化財保護条例(昭和40年御代田町条例第11号。))第5条第1項の規定により指定された御代田町指定保護文化財の保存に係る行為
	27	都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
	28	自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
29	鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為	

御代田町風致地区内行為許可申請(協議・通知)書

年 月 日

御代田町長 様

住 所

氏 名

連絡先(電話)

㊞

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

風致地区内において次の行為をしたいので、御代田町風致地区内における建築等の
規制に関する条例第3条第1項(第3条第3項・第4条)の規定により許可を申請します。
(協議します・通知します。)

風致地区名		種別	第1種・第2種				
行為地の所在	御代田町大字						
行為の種類							
行為の期間	着手日			完了予定日			
敷地面積	m ²	緑地面積	m ²	緑地面積の敷地面積に対する割合	%		
木竹の有無及び その処理方法	有・無	有場合	総数 本	在置 本	移植 本	伐採 本	
建築物 その 他の 工 作 物 に 関 す る こ と	建築物面積	申請部分	申請以外の 部分	合計	建築物面積の 敷地に対す る割合	%	
		m ²	m ²	m ²			
	建築物の用途 及び構造	用途			構造		
	建築物の高さ 及び階数	地盤面から	m	地上	階	地下	階
	建築物の外壁 又はこれに代り 柱の面から敷地 境界線までの距	道路までの距離		m	隣地までの距離		m
	工作物の種類						
	工作物の規模	高さ	m		幅	m	
	色彩	屋根			外壁		
植栽	高木	本	中木	本	低木	本	
土 地 に 関 す る こ と	行為の面積	m ²	法の高さ	切土	m	盛土	m
	堆積物の種類 及び高さ	種類		高さ			
	行為後の土地 の処理方法						

別表③(第2条、第4条、第6条、第7条関係)

行為の種類	図面		
	図面の種類	縮尺	図面に明示すべき事項
条例第3条第1項第2号に掲げる行為 (建築物・工作物)	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算書
	配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の位置並びに建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離
	各階平面図 (建築物に限る。)	200分の1以上	縮尺、方位及び建築面積計算表
	立面図 (建築物に限る。)	200分の1以上	縮尺、建築物の高さ並びに屋根及び外壁の色彩
	構造図 (工作物に限る。)	200分の1以上	縮尺並びに工作物の高さ、色彩及び仕上げの仕様
	植栽計画図	500分の1以上	縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び本数
条例第3条第1項第2号に掲げる行為 (建築物等の色彩変更)	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内の建築物等の位置
	立面図	200分の1以上	縮尺並びに屋根及び外壁の色彩
条例第3条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる行為 (宅地の造成、土地開墾、土地の形質変更・水面の埋立て・土石類の採取)	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算書
	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	計画平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、土地利用計画及び行為を行う面積
	断面図	500分の1以上	縮尺、現況及び計画の断面並びに切土及び盛土の法の高さ及び保護の方法
条例第3条第1項第5号に掲げる行為 (木竹の伐採)	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算書
	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	計画平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線並びに伐採及び植栽する木竹の位置、樹種及び本数
条例第3条第1項第7号に掲げる行為 (屋外における土石、廃棄物、又は再生資源の堆積)	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算書
	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	計画平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、堆積物の位置及び種類並びに行為を行う面積
	断面図	500分の1以上	縮尺、現況及び計画の断面並びに堆積物の高さ
植栽計画図	500分の1以上	縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び本数	

様式第2号(第7条関係)

御代田町風致地区内行為変更許可申請書

年 月 日

御代田町長 様

住 所

氏 名

連絡先(電話)

㊞

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条第1項の規定により
許可を受けた事項を変更したいので、同条例第6条第1項の規定により申請します。

行為の種類	
行為地の所在	御代田町大字
許可年月日及び許可番	年 月 日 第 号
変更しようとする理由	
変更しようとする行為の内容	
行為の期間	着手日 年 月
	完了予定日 年 月

様式第3号(第8条関係)

御代田町風致地区内行為中止届

年 月 日

御代田町長 様

住 所

氏 名

連絡先(電話)

㊤

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条第1項の規定により
許可を受けた行為を中止したので、同条例第7条の規定により届け出ます。

行為の種類	
行為地の所在	御代田町大字
許可年月日及び許可番	年 月 日 第 号
中止の理由	
原状回復等の方法	

御代田町風致地区内行為承継届

年 月 日

御代田町長 様

住 所

氏 名

連絡先(電話)

㊤

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条第1項の規定により
許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第8条第2項の規定により届け出ます。

行為の種類		
行為地の所在	御代田町大字	
許可年月日及び許可番	年 月 日 第 号	
承継年月日	年 月 日	
許可を受けた者	住所	
	氏名	
承継の理由		

御代田町風致地区内行為完了届

年 月 日

御代田町長 様

住 所

氏 名

㊞

連絡先(電話)

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条第1項の規定により

許可を受けた行為を完了したので、同条例第9条の規定により届け出ます。

行為の種類	
行為地の所在	御代田町大字
許可年月日及び許可番	年 月 日 第 号
行為完了日	年 月 日

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 氏 名
年 月 日生
上記の者は、御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例第11条 第1項の規定による立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。
年 月 日
御代田町長
印

(裏)

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例(抜粋)	
(立入検査)	
第11条	町長又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の施行に必要な 限度において、風致地区内における当該土地に立ち入り、当該土地若しくは 当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事も状況を検査 することができる。
2	前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人にこれを提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解してはならない。
第15条	第11条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、 10万円以下の罰金に処する。